

(参考1 - 2) 独法通則法第44条に基づく利益を通じたインセンティブの状況

- 各法人が公表している財務諸表（注1）を確認したところ、各法人が令和3年度から令和5年度にかけて、経営努力認定を経て計上したと思われる**目的積立金**の状況は以下のとおり。

勘定ベース	令和3	令和4	令和5
勘定の数	196	206	207
うち中期目標管理法人及び国立研究開発法人の勘定の数	189	199	200
目的積立金 の計上実績がある 勘定 の数	3 (1.6%)	3 (1.5%)	6 (3.0%)
令和3～5年度に 目的積立金 の計上実績がある 勘定 の数	中期目標管理法人4 国立研究開発法人3		
目的積立金 の計上実績（勘定ベース、単年度当たり）	0.1億円 ～ 14.7億円（注2）		

法人ベース	令和3	令和4	令和5
法人の数	87	87	87
うち中期目標管理法人及び国立研究開発法人の数	80	80	80
目的積立金 の計上実績がある 法人 の数	3 (3.8%)	2 (2.5%)	5 (6.3%)
うち中期目標管理法人の数	2	1	3
うち国立研究開発法人の数	1	1	2
令和3～5年度に 目的積立金 の計上実績がある 法人 の数	中期目標管理法人4 国立研究開発法人2		
目的積立金 の計上実績（中期目標管理法人、3年度計）	1.2億円 ～ 14.7億円		
目的積立金 の計上実績（国立研究開発法人、3年度計）	5.5億円 ～ 12.5億円（注2）		

注1 各法人のWEBサイトにおいて公表されている情報（令和7年3月時点）を確認した。

注2 助成業務に充てることを目的とした勘定を除く。

注3 **目的積立金の使途については、例えば、本来業務、施設の改修、職員研修、業務の情報化等に充てる旨が各法人の中期計画に記されている。** 1